事業番号 0161

										- 8		争 表面			0161	
						平成2	3	年行政-	事業し	<u>,ビューシ</u>		-	(又		学省)	
_	業名					補助(基礎年金	-	担当部	局庁	高等	教育.	局私学部		作	成責任者	
事業 終了(予	関始・ 予定)年度	昭和28年度(基礎年和61年度)			金補助については昭		担当記	課室	私学行政課私学共済室		币	私学行政課私学共済室長 渡部 英樹		室長		
会計区分		一般会計					施策	名	VI-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興					Į		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		・私立学校教職員共済法第35条 ・私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(H16法律第131号)附則第2条及び第2条の2・私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(S60法律第106号)附則第6条					関係する	等								
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内)		め私: 行い.	立学校教	で職員共済	法の規		制度	度を運営して	いる。同	との目的の一つ 事業団の行う共 る。						
日本私立学校振興・共済事業団が行う、以下の事業の費用の一部を補助する。(カッコ内は補助率) (1)国民年金法の規定により納付する基礎年金拠出金の一部(基礎年金拠出金の1/2) (2)年金給付に要する費用の一部(昭和36年4月前の加入期間に係る分の19.82/100等) (3)共済業務に係る事務に要する費用の一部(定額) (4)特定健康診査等の実施に要する費用の一部(定額)																
実施	施方法	□直接実施			□業務委託等		■補助□貸		貸付 □そ		の他					
	算額・ 4 行額 な:百万円)					20年度		21年度		22年度 23年度		度	2	4年度要求		
		予算の状	当初	7予算		65,691		9	3,228	103,6	088		110,688		11	1,528
- A			補正	E予算		-1,248			0		0		-27,391			
			繰起	退し等		0			0		0		0			
(単位		況	i	計		64,443		9	3,228	103,6	80		83,297		11	1,528
		執行割		額	64,443		93,220		103,6	80						
		執行率(%)		(%)		100.0%		100.0%		100.0%						
			成果		 └指標			単位	単位 20年度		21年度	年度 22年度		目標		
成果目標及び成果実績(アウトカム)		日本私立学校振興・共済事業団が行う医療、年金及び保健に関する事業等は社会保障制度の一環として行っているものであり、これに対して国からの財政負担が行われているため、私学共済のみで、事業の実施の成果として数値で定量				Eの て 学共								4	:度)	
		的な指標を示すことは困難で				ある。		達成度	%							
		活動指標						単位	20年度		21年度	22年	度	23年度活	動見込	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)		日本私立学校振興・共済事業団が行う医療、年金及び保健に関する事業等は社会保障制度の一環として行っているものであり、本補助金はそれに対する国の財政負担となっているため、私学共済のみの活動指標を示すことは困難であるが、平成22年度は基礎年金拠出金として205,137百万円を拠出した。					活動実績 (当初見込 み)					()	()	
単位当たり コスト				((円/)		算出根拠	医療、年金及び保健に関する様々な事業等を実施しているため、単純 に単位当たりのコストを記載することはなじまない。					単純			
平	費目		目 23年度当初予算 24年度要		24年度要求				主	な増	減理由					
成 2	拠出金 107		107,941百	万円	109,005百万F	9 ×	高齢化等に	伴う自然								
3	年金給付費 2,1		2,120百	万円	1,960百万F	9										
2	保健事業費 3		336百	万円	272百万F	9										
4 年	共済			291百	万円	291百万日	7									
年度予算					-											
算内																
記		計		110,688百	万円	111,528百万F	9									

	事業所管部局による点検								
	評価	項目	特記事項						
目的・予算の	0	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。							
	0	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。							
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。							
資金	0	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。							
၂ ၈	_	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。							
使え	0	受益者との負担関係は妥当であるか。							
費目	0	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。							
·	0	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。							
活動	0	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。							
動実績、は	_	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。							
	0	活動実績は見込みに見合ったものであるか。							
成果実績	0	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。							
積	0	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。							

本事業により、私立学校教職員の福利厚生を図るため私立学校教職員共済法の規定による共済事業の円滑な運営がなされている。また、 基礎年金拠出金に係る補助金等については、私学共済制度が我が国の社会保障制度の一環をなすものであり引き続き必要不可欠なもので ある。

のる。 ・経費の執行に際しては、事業年度毎に日本私立学校振興・共済事業団から提出される補助事業実施報告書等において、給付実績を審査し 確認を行っている。また、同事業団において共済運営委員会を設置して加入者等の意見を聴取し、共済業務の適切な運営に努めている。 ・共済業務に係る事務経費については、補助金額が事務費総額の8.5%程度となっており、残りは加入者及び学校法人等の掛金でまかなっ ていることから、今後とも加入者サービスの維持を図りつつ、経費の節減に努めるよう指導して参りたい。

予算監視・効率化チームの所見

1. 事業評価の観点:この事業は、日本私立学校振興・共済事業団が行う行う共済事業の円滑な運営に資するため国が補助を行う事 業であり、長期継続事業の観点から検証を行う。

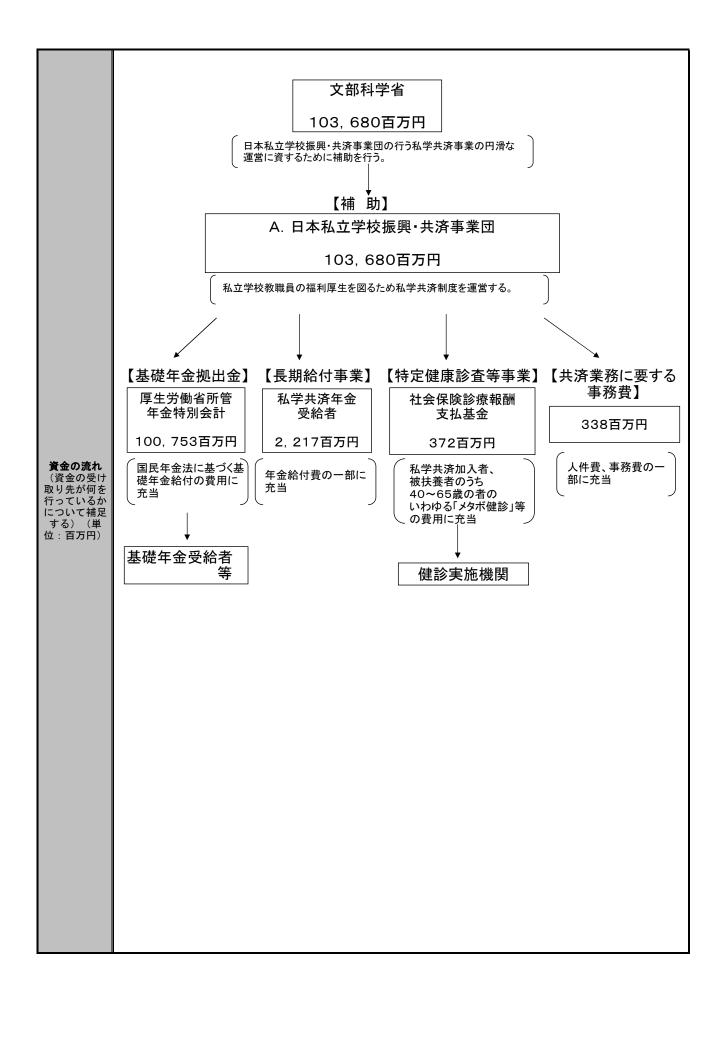
一部改善

見:この事業は、私立学校教職員共済法第35条等に基づき、日本私立学校振興・共済事業団が行う国民年金法の規定 により納付する基礎年金拠出金等の一部を国が補助する事業であり、引き続き所要額を確保するべきである。なお、共済業務に要す る事務費等については、引き続き効率化に努めることとして、予算の見直しを図るべきである。

上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)

共済業務に要する事務費等について、効率化の観点から係数等を見直し、概算要求に▲63百万円反映した。

補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)



		A. 日本私立学校振興·共済事業因	1	E.				
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金額(百万円)		
	拠出金	基礎年金拠出金	100,753			,,,,,,,		
	年金給付費	昭和36年4月前の加入期間に係る 給付費 等	2,217					
	保健事業費	特定健康診査等給付費	372					
	共済事務費	一般管理費、業務管理費、役職員 給与等	338					
		哲子寺						
	計		103,680	計		0		
	н	В.	100,000	н				
	費目	使 途	金 額	費目	F. 使 途	金 額		
	貝 口	使 处	(百万円)	具 口	汉 迩	(百万円)		
費目・使途								
(「資金の流れ」 においてブロッ								
クごとに最大の 金額が支出され								
ている者につい								
て記載する。費 目と使途の双方 で実情が分かる								
ように記載)								
	計		0	計		0		
		C.	金額		G.	金額		
	費目	使 途	(百万円)	費目	使 途	(百万円)		
	計		0	計		0		
		D.		H.				
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金額(百万円)		
	計		0	計		0		
			-					

支出先上位10者リスト A.

※補助事業

/١.				小田のナネ	
	支 出 先	業務概要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1		日本私立学校振興・共済事業団の行う私学共済事業の円滑な運営に 資するために補助を行う	103,680	-	-